

# バイオ・ライフサイエンス特集のはじめに

平成 22 年度バイオ・ライフサイエンス委員長 大澤 健一

今回で 3 年連続のバイオ・ライフサイエンス特集となりました。関係各位の方々に感謝するとともに、この分野にかかわる弁理士として、引き続きこの分野が皆様の注目を浴びているということに嬉しさを感じています。

知的財産の分野においてバイオ・ライフサイエンス分野が大きく注目を浴び始めたのは、かなり昔であり、分子生物学や遺伝学に関する研究が脚光を浴び始めたころではないかと思えます。そのころは、単に「バイオ」ということが多く、バイオ（遺伝子、抗体他）に関連する発明が多く出願され、また、その分野を目指す研究者や弁理士が一気に増えたように思います。その後、バイオ関連技術が、医学やその他のライフサイエンスに関わる分野で用いられるようになり、「バイオ・ライフサイエンス」と言われるようになったように思います。バイオ・ライフサイエンス分野は、急速に発展を遂げつつある分野であり、その内容もどんどん広がってきています<sup>(1)</sup>。言い換えれば、バイオ・ライフサイエンス分野にかかわる知財も日々拡大しているということに他なりません。この分野にかかわる弁理士としては、嬉しい限りではありますが、弁理士に求められる知識やスキルが拡がりより高度になってきていることに、不安とプレッシャーを感じるのも事実です。

米国では、予断は許されませんが、先願主義への移行を含む特許法の大きな改正が今度こそ成立しそうな状況です。その中の一つに、ベストモード違反の改正（違反による特許の無効又は権利行使不能がなくなる）が予定されていま

す。ベストモードは、バイオ・ライフサイエンス分野の発明ではよく争点となりますので、この改正は、米国の手続に不慣れな出願人が手続き上のミスで重要な発明の保護を受けられなくなるということ回避する意味で歓迎すべきものであります。

一方日本では、記載要件の審査基準の改訂、新規性喪失の例外規定に関する法改正に伴う基準の改訂、最高裁判決を受けての特許延長制度の審査基準の改訂など、バイオ・ライフサイエンス分野の特許に影響する動きが多く予定されています。これらの改訂により、より良い制度運用となっていくことを期待してやみません。

今回の特集では、バイオ・ライフサイエンス分野で近年注目されている課題について、昨年度委員会の各部会の先生方が調査研究を行った成果の一端を紹介させていただきます。その中には、今回の記載要件の審査基準の改訂とも関連する判例の紹介、日米欧での抗体の特許性の比較、iPS 細胞の基本発明の動向、生物多様性条約の動き、大学発バイオ発明の問題点等、皆様のご参考になる情報も多く含まれているものと考えていますので、是非ともご覧頂きたいと思えます。

## 注

(1)大辞林によれば、バイオ・ライフサイエンスとは、「生命現象を、生物学を中心に化学・物理学などの基礎的な面と、医学・心理学・人文社会科学・農学・工学などの応用面とから総合的に研究しようとする学問。生命化学」と定義されています。